

人吉駅前地区計画区域における建築物の 形態、意匠の制限に関する申し合わせ

この申し合わせは、地区計画区域内について適用し、地区計画に基づく法的規制とは別に、その趣旨である人吉市の玄関口にふさわしい街なみ景観を魅力的な商店街の創出を誘導するため、街づくり振興会の総意のもとに、下記のとおり定めるものである。

当 初 平成5年5月26日
一部追加 平成5年11月8日

人吉駅通り街づくり振興会

記

1 建築物等

(1) 外壁面の色彩

茶、緑、黒、白を貴重としたもの。トーンは、強い彩度のものは、使用しない。ただし、ポイント的に使用する場合は、この限りでない。

(2) 屋根の色彩

黒、緑、茶を基調としたもの。緑については、強い彩度のものは、使用しない。

(3) 屋根の勾配、向き

屋根は、傾斜屋根とし、努めて妻側を都市計画道路人吉駅蓑野線サイドに向ける。

(4) 1階部分のシースルーシャッター、ショーウィンドーの設置

通りに面した1階部分には、閉鎖性をなくし、歩行者空間を最大限に演出でき、またウィンドーショッピングが楽しめるよう、努めてショーウィンドーやショーケースを設けるものとする。また、シャッターを設ける場合は、シースルー式とする。

(5) セットバック部分のルーフの設置

駐車場や出入り口のため、オープンスペースとなり、なお且つセットバック空間の延長線に係る部分には、ルーフを設け、歩行者空間の連続性を持たせるよう努めるものとする。

(6) 1階部分の軒高の統一

通りの調和を持たせるため、軒高の統一に努めるものとする。

(7) 給排水設備等

給排水設備等の設置に伴い、蓋、ボックス、量水器、ガス設備（メーター含む）等またはこれらに類するものは、原則としてセットバック空間（官民境界線から民地へ 1.0m、高さ 3.0m で囲まれた空間）壁面、床面に設置してはならない。なお、地下または壁面に埋め込む占用物については、事前協議するものとする。

(8) 空調設備等

換気扇を道路側に設置する場合、吹き出し口は、歩行者空間であることを考慮して、歩道セットバック空間に吹き出さない位置に設置するものとする。また空調室外機も同様とする。なお、室外機等を人吉駅蓑野線側のセットバック空間以外に設置する場合でも、街並み景観を配慮したものとする。

(9) セットバック空間の照明等

セットバック空間に係る部分は、ダウンライト等、通りの賑わいを損なわないよう配慮するものとする。

(10) 電力線の引込み

人吉駅蓑野線に面する建物への配線は、道路整備時の無電柱化（裏配線）を配慮して、裏側（人吉駅蓑野線の反対側）からも引き込めるよう屋内配線をしておくこと。また電力メーターを表側に設置する場合は、極力建物の側面に設置するものとするが、やむを得ず前面となる場合には、カバー等で覆い違和感のない様配慮すること。

(11) 駐車を道路面にして設置する場合の駐車場壁面線位置

人吉駅蓑野線に面して駐車を設置する場合、官民境界線から 7m 以上壁面線を後退するものとする。

(12) 広告物設置を配慮した壁面線位置

屋外広告物を人吉駅蓑野線に面して設置することが予測される場合、セットバック空間に突出させてはならない（法的規制）ことから、看板厚を考慮して壁面位置を計画すること。また地上 3m 以上についても、通りの官民境界線に突き出すことがないよう配慮して、壁面線を計画すること。

2 広告物等

・・・大きさ、位置など今後協議を重ねて決めていく・・・

3 届出書類等

(1) 地区計画届出に際しては、建築確認段階での手戻りをなくすため、立面図（着色したもの）、平面図、1階床面の配水管路図等で、市及び街づ

くり振興会に事前協議をするものとする。

- (2) 屋外広告物が予想される場合は、取付け位置、形状等についても、計画図等で、市及び街づくり振興会に事前に協議をするものとする。

4 その他

新たに制限事項が生じた場合、あるいは疑義が生じた場合は、街づくり振興会で協議して定めるものとする。